












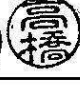



議会事務局			編さん番号			
起案	平成 18 年 12 月 20 日	施行	平成 年 月 日			
決裁	平成 18 年 12 月 28 日	完結	平成 年 月 日			
分類番号	002-007	保存年限	永年			
番号	川 収 発 第 号	【施行区分】 郵便（普通 速達 書留 配達証明 内容証明） 公示 使送 電子メール FAX その他（ ）				
公開・非公開の区分	部分公開		個人情報	無		
非公開(部分公開)とする事由	情報公開条例 第7条 第5号 に該当（審議、検討、協議に関する情報）					
時 限 非 公 開	解除予定年月日（ 年 月）					
件名	議会運営委員会小委員会会議録（要点筆記） （第14回 議会改革小委員会）					
伺い文	別添のとおり報告いたします。					
決 裁 欄	議 長	委員長	局 長	課 長	主 査	起案者 川野 道広  議事係 電話 2266
			 局次長 	 課長補佐  	 主 査  主 任     	
合 議						公印承認
						文書主任
決裁後供覧	意見又は処理方針					

(別紙)

1 件名 議会運営委員会小委員会会議録 (要点筆記)

(第14回 議会改革小委員会)

2 日時 平成18年12月20日(水) 開会 午後 2時47分

閉会 午後 3時45分

3 場所 市議会第1委員会室

4 議題 議会運営に関する検討事項について

5 出席者 榎本委員長、菅副委員長、大関、岩澤、松本(佳)、金子の各委員

6 オブザーバー 市原議員

7 事務局 森田局次長、安田課長、渡辺補佐、薮島補佐、金子主査、川野主任、川瀬主任

榎本委員長

本会議終了後のお疲れのところご参集賜り、ありがとうございます。

開 会 午後 2時47分

榎本委員長

それではただ今から、第14回「議会改革小委員会」を開会いたします。

本日の出席委員は全員であります。

本日の協議事項は、お手元に配付してございます次第書のとおりでございますので、よろしくお願いたします。

それでは、「政務調査費に関すること」について検討して参りたいと存じます。

前回の小委員会におきまして、政務調査費の使途運用基準（案）に対する各会派の意見を拝聴したところでありますが、それぞれの意見を項目ごとに検証した資料をお手元に配付してございますので、事務局から説明願います。

森田局次長

前回の小委員会で出された意見については項目の欄に記載しており、事務局の検討内容をコメント欄に記載している。

それでは、項目ごとに説明させていただく。

まず、■■■■さんから出された4点の意見について、

- 1 海外視察を加える（年間支給額の3分の1以内）については、海外視察実施要綱との整合性を図るとともに、必要性に基づいた視察を実施することとし、さらに、訪問の事前約束・通訳手配・報告書作成などについて、留意すべき点として挙げている
- 2 自分が属していない団体に限り各種会合等会費を加えることについては、新年会・懇親会の名称で単独で開催され飲食を主とする会合は不可である。これは、調査研究に資するため必要な経費の一部という、政務調査費の本来の目的を考えると、支出は適当ではないと判断したもの
- 3 事務所の形態が共用の場合、賃借料のみで2分の1、限度額60,000円とするについては、この場で意見が一致すれば特に問題はないが、今後協議が必要であり、電話料金や、光熱水費についても課題になるものと考えられる
- 4 調査旅費に日当を加えることについては、原案の実費弁償の原則に例外規定を設けることで対応可である。これは、川口市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例との整合性を図る観点から可能と考えるが、試案の実費弁償の原則を変更する必要があるということである

次に、■■■■さんから出された意見について、

- 1 町会等地域の会費や病気見舞いなど交際費的なことにも使えるようにすることについては、政務調査費の本来の目的に照らし、交際費としての支出は不可である

次に、■■■■さんから出された10点の意見について、

- 1 調査旅費に関わり、現行の使途項目との整合性について（日当の取り扱い）については、■■■■さんの4と同じで、この場で合意されれば可能である
- 2 「按分にあたっての考え方」の文章について（表現方法）については、文言調整のうえ対応可能である
- 3 事務所費や資料購入費に関わり、会派で賃借・購入する場合、個人で賃借・購入する場合の取り扱いについては、原案のままで対応は可能であるが、

取り扱いについては今後の協議が必要である

- 4 事務所費について、議員一人ひとりに保障することにについては、個人支給する場合は原案で対応可であるが、会派支給とした場合、会派で1つ、無所属議員は1人で1つという課題がある。

ちなみに、全国市議会議長会の見解では、会派支給の場合、会派を構成する議員個人個人に事務所費を認めるのは好ましくないとの見解であるが、長野県議会の場合は会派が認めれば良いとしている

- 5 私設事務所（自分の家）について、一定の割合を見ることも研究すべき（人件費含む）については、自宅と事務所併用の場合は入口が別々になっていることなど事務所としての態様を備えていることが必要であり、自宅の一室を事務所としている場合は難しい
- 6 レシートも領収書とみなすことについては、電車賃などの場合領収書なしのケースも認めていることから対応可
- 7 支出報告書の記載内容について、「別表2」で要件を満たしているのかについては、別表2は領収書を徴することが困難な場合に使用するもので、事業ごとの報告書の様式は別途作成する必要がある
- 8 各種団体の新年会等の会費について、支出することは可能なのか（より詳細な基準を定めるべき）については、■■■■さんの2と同じ
- 9 海外視察については議論をし、合意形成した上で加えるについては、■■■■さんの1と同じ
- 10 政務調査費の主な使途での「視察先への手土産」という表現方法については、「茶菓子代」に変更することで対応可

次に、■■■■さんから出された2点の意見について、

- 1 懇談会やレクリエーション大会等への参加費については、■■■■さんの2と同じ
- 2 領収書の添付を明確にするについては、原案で領収書添付を義務付けている。添付できない場合は、「別表2」で対応するもの

最後に、■■■■さんから出された7点の意見について、

- 1 「基本方針」に「政務調査費は議員として調査を行い、その結果を市民に還元するためのものである」旨を加えることについては、本小委員会で決定されれば、文言調整のうえ対応可
- 2 事務所費に関わり、限度額60,000円の根拠・妥当性については、月額180,000円の3分の1が妥当ではないかという判断
- 3 事務機器等借上料の按分2分の1の根拠・妥当性については、政務調査活動が半分以上ということもあるかも知れないが、政務調査活動以外の目的で利用する場合もあるため2分の1が妥当ではないかの判断
- 4 その他の経費について、弾力的に使えるようにするには、基準自体が骨抜きになってしまうため、その他の経費は項目を具体的に記載し厳格に運用する
- 5 領収書等の保管方法を明確化するについては、今後の協議が必要
- 6 カード決済を認めるについては、レシートと同じ扱いで対応可。ただし、カード決済の場合請求が遅れるため、年度をまたぐ場合の扱いが必要である
- 7 支出報告書の記載方法については、今後の協議が必要

さらに付言するが、政務調査費については、現在過渡的な状況であり、使途項目

に係わる判例による実例がないため、事務局として明確な回答を用意できるものではなく、あくまで参考意見である。第一義的には調査費を支出する会派または個人の議員の皆さんに説明責任があり、その責任を果たすことを容易にするための基準づくりが重要であると認識している。事務局として努力を惜しまないが、あくまで説明責任は議員の皆さんにあるということを十分ご理解いただきたい。

以上です。

榎本委員長

ただいま、事務局から説明がありました。■■■■さんの2、■■■■さんの1、■■■■さんの8については、明らかに不可とのことでありました。他のご意見につきましては、対応できるもの、今後の協議によるものとありますが、これらを試案の項目に盛り込んで参りたいと考えております。

何かご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

■■■■さんいかがでしょうか。

■■■■としては4点出して、コメントとして返ってきた訳であるが、概ね納得できるものである。これから各会派の意見を伺い、使途運用基準に従って、より使いやすい方法を盛り込んでいきたい。

会派支給がいいのか、個人支給がいいのか、この点を考える段階であると感じている。どうするのかによって、使途運用基準に影響が出る。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

■■■■ 新たな項目であるが、ホームページ等の作成費について政務調査費を充てることは可能なのか。

森田局次長

政務調査費の使途の目的に適うものであれば、認められるものと思われる。

■■■■ 次回、委員長試案にこれらの意見を盛り込んで出していただけるとのことなので、よろしく願いしたい。

我が会派の意見は、問題提起も含めて提案したものである。

例えば、領収書について、事務局に写しを提出し、原本を各会派で保管することとした場合、保管するための備品を控室に用意する必要がある。事務的な問題であるが考えておかなければならないことである。

また、先ほど■■■■さんから個人支給にするのか、会派支給にするのか決めるべきとの発言があったが、この試案についての私の理解は、両方可能であるというものである。どちらにしても、責任を明確にし会派ならチェックを、個人なら公私混同の危惧がないように、問題提起も含めて提案したものである。

試案に盛り込むことについて、委員長にお骨折りいただきたい。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

■■■■ 本日の報告を受け、さらに会派で議論したいが、支給方法の問題として、個人に支給される場合と、会派に支給される場合との違いについて整理する必要がある。どちらにするのか決まらなると、報告書の内容が決められないことから、この点を

先ほど発言したが、政務についての議論をしたいがどうか。

榎本委員長

政務の定義付けについてということでしょうか。

そうである。

森田局次長

政務とは、広義に取れば政治家の活動全般と言えるだろうが、政務調査費について言えば、調査研究活動とされている。

先ほど、各種会合に出席し市民の意見を聞く機会があるとの話があったが、その会合に出席した結果、話を聞くということはあるだろうが、会合の目的自体は調査研究活動とは異なると考えられることから、支出は不可としたものである。

定義付けということではなく、地方自治法の規定のまま解釈しないと、逆に使い方を狭めてしまうことが起こり得る。

あくまでも、調査研究に資するため必要な経費の一部ということである。様々な意見があり均一化する必要はないが、川口市の議員の中であまりにも差が出てしまうと問題であることから、一定の基準を設けようというものである。

社会の水準を考えていくらにするのかという議論もある。必要な経費の一部をどのように捉えるかの問題である。18万円が妥当かという議論にも進んでいくこともあるだろうが、このような意見交換を行うことが必要である。

ざっくりばらんに議論し、1つの雛型に行き着くべきである。その中で、見直すこともあるということではないか。

榎本委員長

それでは、本日の意見を踏まえ、再度、ご検討をお願いいたします。

最後に、次回の日程につきましては、平成19年1月12日（金）、午前10時から第1委員会室で行いますので、日程の確保をお願いいたします。

森田局次長

次回の資料作成にあたり、各会派からの意見を試案に盛り込むものであるが、前提として、試案の考え方を基にするということが良いのか。領収書を添付することを前提として良いのか。支給方法は個人、会派、個人または会派、どうするのか。これらの点を決めていただき、煮詰まったものとしたいと考えている。

導入にあたっては、試行期間を設け、試行の中で調整した上で、関係条例・規則等の改正を行なっていくという方法を考えているが、そのような方向で各会派検討していただければと考えている。

この表中の意見について、その通りにいくかは分からないが、今の事務局の話も含めて、全員の合意形成が図られて試行ということになれば良いが、この場でも意見が異なっている。こういう途中の段階での議論を第三者に報告することはやめてもらいたい。別に秘密にするということではないが、漏れた話が文章化されて世に出してしまうと、まとめようとしていることが壊される懸念がある。

過日、市民オンブズマンと合ったが、そういう人の言う通りにしなければならないということではない。隠すということではないが、合意形成が図られるまでの課程の段階で公にするのは、議論に対する冒涇とも言えるのではないのか。意見をまとめるためにも、そういうことはやめてもらいたい。

榎本委員長

委員長からも申し入れたい。

ただいまの■■■■の発言について、その通りであると感じている。全会一致が原則であり、一丸となって決めていかないといけないものと考えている。

ただいまの件につきましては、各会派で話をさせていただきようお願いいたします。暫時、休憩いたします。

休 憩 午後 3時40分

再 開 午後 3時45分

榎本委員長

再開いたします。

皆さんで一丸となって、しっかりとした形にまとめていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第14回「議会改革小委員会」を閉会いたします。本日は、たいへんご苦勞さまでした。

閉 会 午後 3時45分